

利用料金表

●介護保険負担分

※当施設の利用料は介護度によって異なります。負担額は介護保険負担割合証に示される割合算出されます。一割負担の方は以下ようになります。

介護給付					
身体介護		生活援助		身体・生活	
20分未満	165単位				
20分以上 30分未満	248単位	20分以上 45分未満	181単位	20分以上	314単位
30分以上 1時間未満	394単位	45分以上	223単位	45分以上	380単位
1時間以上	575単位			80分以上	512単位
1時間以降30分増す毎に 83単位単位追加					
入浴・排泄や食事等の 介護をします		調理・洗濯・清掃等の 家事をします		身体の介護と生活の 援助を行います	
※上記単位数に特定事業所加算（Ⅱ）10%が加算されます。					
初回加算	サービス提供責任者が初回訪問または同行 した場合			200単位/月	
緊急時訪問 介護加算	緊急時、居宅サービス計画にないサービス を行った場合			100単位/回	
通院乗車介助	通院に係る移動、手続き等を支援した場合			98単位/回	
同一建物減算	事業所と同一敷地又は隣接する建物の場合			▲10%～15%	
生活援助加算	身体介護20分の後、生活援助中心のサー ビスを所定時間から25分増すごとに算定			66単位	
キャンセル料	ご利用中止の連絡がない場合			100%	

*介護職員処遇改善加算として上記の合計金額の13.7%が上乘せされます。

*土浦市の訪問介護利用単価は1単位=10.42円になります。

*各種加算については、職員の体制、利用者様の状況等により内容が変更になります。

第一号訪問事業

訪問型サービス (介護予防訪問 介護相当) 「土浦市」	要支援1・2・事業対象者 週1回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	1,168単位/月
	要支援1・2・事業対象者	266単位/回 月5回以上の限度額は 1,168単位
	要支援1・2・事業対象者 週2回程度の介護予防訪問介護が必要とされた方	2,335単位/月
	要支援1・2・事業対象者	270単位/回 月9回以上の限度額は 2,335単位
	要支援2・事業対象者 週2回を超える程度の介護予防訪問介護が必要 とされた方	3,704単位/月
	要支援2・事業対象者	285単位/回 月13回以上の限度額は 3,704単位
初回加算	所定の要件を満たす初回月訪問に対する評価	200単位/初月のみ

*介護職員処遇改善加算として上記の合計金額の13.7%が上乘せされます。

*土浦市の訪問介護利用単価は1単位=10.42円になります。